

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年 1月25日	第187号
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・法制課) (第3号)	4
告 示		
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課) (第22号)	11
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第23号)	12
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第24号)	16
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第25号)	18
○ 指定特定相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第26号)	20
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課) (第27号)	21
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課) (第28号)	27
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について	(第1号)	28
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第2号)	33
消 防 局 告 示		
○ 防火管理に関する講習の実施について	(第1号)	35
○ 防災管理に関する講習の実施について	(第2号)	40
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理開始に係る告示の一部訂正について	(第1号)	44
交 通 局 告 示		
○ 高速電車の駅の名称変更について	(第3号)	47

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告		
	(上下水・営業課)	48
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告		
	(上下水・営業課)	49
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	50

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則（第 3号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）の一部改正に伴い、電子情報保護部会、受託者等の講ずる措置、委託に係る義務、共同事業に係る義務、人的情報保護対策、物理的情報保護対策、技術的情報保護対策、緊急事態への対応並びに勧告及び公表の手續等の規定の整備を行います。（第 6条、第32条の 2から第32条の 4まで、第34条から第37条まで、第 3章第 3節から第 5節まで、第63条、第65条、第66条及び第 2号様式関係）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正及び名古屋市個人情報保護条例の全部改正に伴い、文言の整理を行います。（第14条、第21条及び第28条関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（目次、第 2条、第17条、第30条の 3、第60条から第62条まで、第67条から第69条まで及び第 1号様式関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 5年 4月 1日から施行します。
- (2) この規則の施行の際現に開示請求等があった行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例によります。

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 1月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 3号

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「受託業者等」を「受託者等」に、「・第32条の 3」を「一第32条の
「第 3節 物理的情報保護対策（第39条—第45条）
4」に、第 4節 技術的情報保護対策（第46条—第58条） を削り、「第60
第 5節 緊急事態への対応（第59条）
」
条—第63条」を「第39条—第43条」に、「第64条—第69条」を「第44条—第49
条」に改める。

第 2条第 4号を次のように改める。

(4) 削除

第 6条第 5項中「情報化に関する企画調整」を「電子情報（条例第 2条第 5号に規定する電子情報をいう。以下同じ。）の保護及び管理の総括」に改める。

第14条中「名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第 9

条に規定する個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報」に改める。

第17条中「の所管課」を「を所管する課等」に改める。

第21条第5号中「消去・」を削り、「名古屋市個人情報保護条例第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項」を「個人情報保護法第82条各項の決定若しくは個人情報保護法第93条各項若しくは第101条各項の決定（名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第2項において準用する個人情報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。）又は同条例第36条各項、第49条第1項若しくは第2項若しくは第57条第1項」に改める。

第28条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「名古屋市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報保護法第2条第1項」に、「」及び「」並びに」に、「第7条各号本文」を「第7条第1項第1号本文、第2号本文、第3号から第5号まで、第6号本文及び第7号」に、「非公開情報」を「情報」に改める。

第30条の3第1項中「この条において」を削り、「次の各号」を「次」に改める。

「第3節 受託業者等の責務」を「第3節 受託者等の責務」に改める。

第32条の2及び第32条の3を次のように改める。

（受託者等の講ずべき措置）

第32条の2 受託者等（条例第11条第1項に規定する受託者等をいう。以下同じ。）は、同項の規定に基づき、従事者（同項各号に定める業務に従事している者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項を周知しなければならない。

(1) 守秘義務に関する事項

(2) 市の保有する情報の目的外使用の禁止又は制限に関する事項

2 条例第11条第1項第1号及び第2号に掲げる者（以下「一次受託者」という。）は、前項に定めるもののほか、同条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第2号に定める業務（別に定めるものを除く。以下「委託業務」とい

う。)に係る市の保有する情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、従事者に対し、その内容を周知しなければならない。

- 3 受託者等は、条例第11条第 1項各号に定める業務（別に定めるものを除く。）の委託をするときは、当該委託を受けた者に、当該受託者等と同等の保護対策を講じさせなければならない。

（委託に係る義務）

第32条の 3 実施機関は、条例第12条の規定に基づき、一次受託者に委託業務を行わせるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 公開仕様書（一般に公開する仕様書等をいう。）を作成するときは、機密情報を含まないようにすること。
 - (2) 機密情報を含む仕様書等を提供する場合は、機密情報である旨を明確に伝えるとともに、その複製の禁止及び制限並びに提供の目的を完了した時点での仕様書等（複製を含む。）の回収を指示すること。
 - (3) 法令等及び契約書を遵守するよう指揮監督し、必要に応じて契約の履行状況を実地において確認すること。
 - (4) 委託業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。以下この条及び次条において同じ。）を認めるときは、情報の保護及び管理に関し優れた者を選定するよう指示すること。
 - (5) 委託業務の委託を認めるときは、当該委託を受けた者についても一次受託者と同等の保護対策を講じさせなければならない旨を指示すること。
 - (6) 委託業務の委託を認めるときは、必要に応じて、条例第11条第 1項第 4号に掲げる者による市の保有する情報の取扱いを自ら又は一次受託者を通じて実地において確認すること。
- 2 実施機関は、条例第12条の規定に基づき、一次受託者に委託業務を行わせるときは、当該委託業務に係る契約書に次に掲げる事項を規定しなければならない。
- (1) 市の保有する情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は委託業務の目的外に使用してはならない旨
 - (2) 委託業務の委託の禁止又は制限に関する事項
 - (3) 市の保有する情報の複製の禁止又は制限に関する事項

- (4) 市の保有する情報に係る事故発生時における報告に関する事項
- (5) 市の保有する情報の授受、搬送等に関する事項
- (6) 市の保有する情報、仕様書等及び成果物の保管、返却及び廃棄に関する事項
- (7) 従事者の教育に関する事項
- (8) その他市の保有する情報の保護に関し必要な事項

3 実施機関は、一次受託者に委託業務の委託を認めるときは、前項に定めるもののほか、当該委託を受けた者が市の保有する情報の取扱いに関し一次受託者と同一の事項を遵守しなければならない旨を契約書に規定しなければならない。

第 2 章第 3 節中第32条の 3の次に次の 1条を加える。

(共同事業に係る義務)

第32条の 4 実施機関は、条例第12条の規定に基づき、条例第11条第 1項第 3号に掲げる者（以下「共同事業者」という。）と同号に定める業務（以下「共同事業」という。）を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 機密情報の取扱いに関する協定を締結すること。
- (2) 法令等及び前号の協定を遵守するよう求めること。
- (3) 共同事業（別に定めるものを除く。以下この条において同じ。）の委託を認めるときは、情報の保護及び管理に関し優れた者を選定するよう指示すること。
- (4) 共同事業の委託を認めるときは、当該委託を受けた者についても共同事業者と同等の保護対策を講じさせなければならない旨を指示すること。
- (5) 共同事業の委託を認めるときは、必要に応じて、条例第11条第 1項第 4号に掲げる者による市の保有する情報の取扱いを自ら又は共同事業者を通じて実地において確認すること。

第34条から第36条までを次のように改める。

第34条から第36条まで 削除

第37条第 2項中「電子情報保護部会の部会長」を「総務局長」に、「電子情報保護部会の副部会長」を「総務局行政部長」に改める。

第 3 章第 3 節から第 5 節までを削り、第 4 章中第60条を第39条とし、第61条を第40条とし、第61条の 2を第41条とし、第62条を第42条とする。

第63条第 1項中「別記様式」を「第 1号様式」に改め、同条を第43条とし、第 5章中第64条を第44条とする。

第65条の見出しを「（勧告及び公表の手続）」に改め、同条第 2項中「第34条第 1項」を「第34条第 2項」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第 1項中「第34条第 1項に」を「第34条第 2項の」に、「受託業者等」を「受託者等」に、「）並びに」を「）、」に、「事項と」を「事項並びに勧告の概要と」に改め、同項を同条第 2項とし、同条に第 1項として次の 1項を加える。

条例第34条第 1項の規定に基づく勧告は、措置勧告書（第 2号様式）により行うものとする。

第65条を第45条とする。

第66条第 1項中「第34条第 2項」を「第34条第 3項」に改め、同条を第46条とし、第67条から第69条までを20条ずつ繰り上げる。

別記様式を第 1号様式とし、同様式の次に次の 1様式を加える。

措 置 勸 告 書

住 所

氏 名

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市長



名古屋市情報あんしん条例第34条第 1項の規定により、下記のとおり措置をとり、報告するよう勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条第 2項の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）、漏えいした事項並びに勧告の概要を公表することがあります。

記

1 勧告の理由

2 措置内容

3 履行期限 年 月 日

4 報告期限 年 月 日

5 報告先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市情報あんしん条例施行細則第21条第 5号に該当している行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名古屋市告示第22号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和5年1月16日

名古屋市長 河村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備考
公益社団法人スター・クラシックス協会	名古屋市中区葵三丁目21番19号	令和4年11月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第23号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 1月18日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社G l o b a l 名古屋市中村区城屋敷町 1丁目12番地の 2	縁 名古屋市中村区城屋敷町 1丁目12番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2310101783	令和 5年 1月 1日
株式会社ユニバー ス 名古屋市中村区中島町 1丁目16番地	ライフケアラー 名古屋市中村区中島町 1丁目16番地	居宅介護 重度訪問介護	2310101791	令和 5年 1月 1日
プレシヤスクロー バー株式会社 名古屋市中村区藤江町 2丁目64番地の 1	クローバーケアサ ービス 名古屋市中村区藤江町 2丁目64番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2310101809	令和 5年 1月 1日
株式会社L I T A	L I T A L I C O	就労定着支援	2311100743	令和 5年

L I C O パートナ ーズ 東京都目黒区上目 黒二丁目 1番 1号	ワークス金山伏見 通 名古屋市熱田区新 尾頭一丁目 6番13 号			1月 1日
	L I T A L I C O ワークス八事 名古屋市昭和区広 路町字北石坂 102 番地の54	就労移行支援	2316201124	令和 5年 1月 1日
株式会社笑美 名古屋市港区秋葉 三丁目 115番地	ヘルパーステーシ ョン笑美 名古屋市港区小碓 二丁目 227番地	居宅介護 重度訪問介護	2311201244	令和 5年 1月 1日
株式会社A n s i z e 名古屋市中川区上 高畑二丁目88番地	O n e n e s s A 名古屋市中川区上 高畑二丁目88番地	就労継続支援 A型	2311302075	令和 5年 1月 1日
株式会社C R E 名古屋市熱田区八 番二丁目11番26号	就労継続支援B型 事業所ぽこあ 名古屋市中川区松 年町 4丁目76番地 の 1	就労継続支援 B型	2311302083	令和 5年 1月 1日
株式会社ルイント ップ 名古屋市中区富士 見町15番 1号	ヘルパーステーシ ョンR i n p 名古屋市中区富士 見町15番 1号	居宅介護	2316101464	令和 5年 1月 1日
パーソルチャレン ジ株式会社 東京都港区芝五丁	ミラトレ金山 名古屋市中区 金山一丁目 9番19	就労移行支援	2316101498	令和 5年 1月 1日

目33番 1号	号			
S ` a p p u y e r 株式会社 名古屋市守山区瀬 古一丁目 101番地 の 1	訪問介護事業所笑 実 名古屋市天白区天 白町大字八事字山 田24番地の 368	居宅介護 重度訪問介護	2316401690	令和 5年 1月 1日
合同会社ドリーム 名古屋市千種区池 下一丁目 6番 6号	M i l k y W a y 名古屋市千種区池 下一丁目 6番 6号	就労継続支援 A型	2317101455	令和 5年 1月 1日
特定非営利活動法 人H a n d s 名古屋市名東区高 針一丁目 802番地	切磋琢磨 名古屋市名東区牧 の里一丁目1302番 地	就労移行支援	2318000391	令和 5年 1月 1日
合同会社A n u e n u e 愛知県尾張旭市北 原山町大久保見 2012番地 1	b o n b o n 名 東 名古屋市名東区猪 子石原三丁目 805 番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318001753	令和 5年 1月 1日
合同会社S W O R D A R T 名古屋市名東区よ もぎ台二丁目 632 番地	訪問介護事業所明 日奈 名古屋市名東区よ もぎ台二丁目 632 番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001761	令和 5年 1月 1日
株式会社作倉社 岐阜県岐阜市薬師 町 1番地 8	イロトリドリ 名古屋市南区寺崎 町14番 7号	就労継続支援 A型	2318101322	令和 5年 1月 1日
いっぽ合同会社 名古屋市天白区平 針四丁目 108番地	いっぽH S 名古屋市緑区池上 台二丁目 254番地 の 1	居宅介護 行動援護	2318501752	令和 5年 1月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第24号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 1月18日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社ビジョナリー 名古屋市中区栄一丁目18番 9号	M e e 名古屋市中区栄一丁目18番 9号	一般相談支援	2336100116	令和 5年 1月 1日
		特定相談支援		
		障害児相談支援	2376100109	
特定非営利活動法人地域で暮らす会 名古屋市中区天白区大坪二丁目 206番地	相談支援事業所ルドルフ 名古屋市中区天白区元八事二丁目 186番地	特定相談支援	2336400185	令和 5年 1月 1日
		障害児相談支援	2376400186	
合同会社ユニゾンワークス 名古屋市中区天白区鴻の巣一丁目2620番	生活支援センターゆにぞん 名古屋市中区天白区鴻の巣一丁目2620番	特定相談支援	2336400193	令和 5年 1月 1日
		障害児相談支援	2376400194	

地	地			
株式会社A T G 教育 名古屋市千種区本山町 2丁目56番地	A T G 教育相談センター 名古屋市東区徳川一丁目14番 1号	特定相談支援	2337200121	令和 5年 1月 1日
		障害児相談支援	2377200114	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第25号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 1月18日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社ケアドゥ 名古屋市瑞穂区田 辺通 5丁目 1番地 の 2	ヘルパーステーシ ョン虹の橋24中村 名古屋市中村区烏 森町 8丁目 701番 地	同行援護	2310101304	令和 4年 12月 1日
株式会社NEXT HOPE 名古屋市中川区神 郷町 1丁目 7番地	デイサービスネク ストホープ千代田 名古屋市熱田区千 代田町13番16号	生活介護 自立訓練（機 能訓練） 自立訓練（生 活訓練）	2311100735	令和 4年 12月18日
株式会社ASX ED 東京都千代田区神 田神保町一丁目 9 番 5号	ハイサポート名古 屋 名古屋市西区名駅 二丁目29番 3号	重度訪問介護	2310201401	令和 4年 12月20日

社会福祉法人貴和会 名古屋市中村区日吉町22番地の2	アカデミックSmile Talk o u - A 名古屋市中村区日吉町22番地の2	就労継続支援 A型	2310101619	令和4年 12月31日
カタリスト株式会社 名古屋市中区栄一丁目15番6号	あるく伏見 名古屋市中区栄二丁目2番17号	就労移行支援 就労継続支援 B型 就労定着支援	2316100433	令和4年 12月31日
株式会社C B T - L I N K s 名古屋市中区東桜二丁目14番7号	C o n n e c t 名古屋市中区東桜二丁目14番7号	就労継続支援 B型	2318000318	令和4年 12月31日
特定非営利活動法人H a n d s 名古屋市中区高針一丁目802番地	切磋琢磨 名古屋市中区千種区観月町1丁目40番地の1	就労移行支援	2318000318	令和4年 12月31日
合同会社アンケートセンター 名古屋市中区千種区京命一丁目22番28号	a n c a r e 名東 名古屋市中区千種区猪子石原三丁目805番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318001647	令和4年 12月31日
一般社団法人障がい者みらい創造センター 名古屋市中区南区松池町1丁目19番地	みらせんステイ笠寺 名古屋市中区南区松池町1丁目19番地	短期入所	2318101132	令和4年 12月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第26号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 1月18日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社ナースマイル 名古屋市天白区塩釜口二丁目1403番地	相談支援メンタル 名古屋 名古屋市天白区塩釜口二丁目1403番地	特定相談支援	2336400151	令和 4年
		障害児相談支援	2376400152	12月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第27号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 5年 1月20日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）
又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「
定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5
号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住
宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日か
ら起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2
の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、その
うち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者と
して住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないも
のでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、
各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 5 年 1 月 27 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36
号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と
いう。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 5 年 1 月 27 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午
後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 5 年 1 月 27 日（金）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月
3 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00 分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年 2月 8日（水）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 3号
名古屋市公会堂 4階ホール

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年 2月 8日（水）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年 2月 9日（木）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年 2月10日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 99戸

事故住宅 7戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

事故住宅 1戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の

もの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年 2月 8日（水）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年 2月 8日（水）午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年 2月 9日（木）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年 2月10日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 26戸

事故住宅 3戸

(2) 改良住宅

事故住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第28号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので告示します。

令和5年1月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 有料公園施設等の名称
ガーデンプラザ（荒子川公園）

2 変更内容
令和5年2月14日（火）を供用しない日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する
収入及び支出の報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、令和
4年9月25日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における各候補者の
選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和5年1月17日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年9月25日執行 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,842,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大河内 元喜	所属党派	減税日本	令和4年8月20日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	大河内 元喜			令和4年9月28日まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円		
			人件費	0円
			家屋費	0円
			(選挙事務所費)	0円)
			(集合会場費)	0円)
			通信費	0円
			交通費	1,100円
			印刷費	590,040円
			広告費	144,925円
			文具費	7,265円
			食料費	8,963円
			休泊費	0円
			雑費	3,847円
	その他の寄附 件	円		
	その他の収入	250,000円		
今回計		250,000円	今回計	756,140円
前回計		—円	前回計	—円
総計		250,000円	総計	756,140円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	59,840円
	ポスターの作成	475,200円

報告書受理年月日	令和4年10月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年9月25日執行 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,842,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高橋 祐介	所属党派	日本共産党	令和4年9月16日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	関谷 敏雄			令和4年9月24日まで

収 入	支 出
主たる寄附	
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費 0 円
日本共産党名古屋港・南瑞穂地区委員会 政党 409,260 円	家 屋 費 95,000 円
	(選挙事務所費 95,000 円)
	(集合会場費 0 円)
	通 信 費 40,000 円
	交 通 費 0 円
	印 刷 費 744,920 円
	広 告 費 52,860 円
	文 具 費 10,000 円
	食 料 費 0 円
	休 泊 費 0 円
	雑 費 20,000 円
その他の寄附 件 0 円	
その他の収入 0 円	
今 回 計 409,260 円	今 回 計 962,780 円
前 回 計 0 円	前 回 計 0 円
総 計 409,260 円	総 計 962,780 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	491,920 円

報告書受理年月日	令和4年10月3日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年9月25日執行 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,842,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤澤 千秋	所属党派	自由民主党	令和4年9月10日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	大塚 恭平			令和4年9月28日まで

収 入	支 出
主たる寄附	
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費 516,000 円
藤沢ちあき後援会 団体 900,000 円	家 屋 費 0 円
自由民主党 政党 500,000	(選挙事務所費 0 円)
愛知県支部連合会	(集合会場費 0 円)
	通 信 費 6,710 円
	交 通 費 0 円
	印 刷 費 959,220 円
	広 告 費 621,379 円
	文 具 費 0 円
	食 料 費 152,740 円
	休 泊 費 0 円
	雑 費 8,762 円
その他の寄附 0 件 0 円	
その他の収入 0 円	
今 回 計 1,400,000 円	今 回 計 2,264,811 円
前 回 計 ー 円	前 回 計 ー 円
総 計 1,400,000 円	総 計 2,264,811 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	842,400 円

報告書受理年月日	令和4年10月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年9月25日執行 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

7,842,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤澤 千秋	所属党派	自由民主党	令和 4 年 10 月 20 日から 期間 第 2 回分
出納責任者氏名	大塚 恭平			令和 4 年 10 月 20 日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0 円
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0 円
		0 円	(選挙事務所費)	0 円)
			(集合会場費)	0 円)
			通 信 費	70,060 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 料 費	0 円
			休 泊 費	0 円
			雑 費	0 円
	その他の寄附	0 件		
		0 円		
	その他の収入			
		30,871 円		
今 回 計		30,871 円	今 回 計	70,060 円
前 回 計		1,400,000 円	前 回 計	2,264,811 円
総 計		1,430,871 円	総 計	2,334,871 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	842,400 円

報告書受理年月日	令和4年10月24日	第 2 回報告分
----------	------------	----------

名古屋市選挙管理委員会告示第2号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和5年1月20日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,827 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,419 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,760人	熱田区	18,358人
東区	22,570人	中川区	59,958人
北区	45,386人	港区	38,368人
西区	41,205人	南区	36,953人
中村区	37,998人	守山区	47,708人
中区	25,620人	緑区	66,975人
昭和区	28,723人	名東区	43,431人
瑞穂区	29,867人	天白区	43,574人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

315,225 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市消防局告示第 1号

防火管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3条第 1項第 1号イに規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「甲種防火管理講習」という。）及び同項第 2号イに規定する乙種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「乙種防火管理講習」という。）は、次のとおり実施します。

令和 5年 1月20日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

1 日時、場所及び定員

(1) 甲種防火管理講習

ア 甲種防火管理新規講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 5年 4月13日（木） 及び同月14日（金）	第 1日目 午前 9時30分から 午後 4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 322名
第 2回	令和 5年 4月24日（月） 及び同月25日（火）	第 2日目		
第 3回	令和 5年 5月18日（木） 及び同月19日（金）	午前 9時30分から 午後 4時30分まで		
第 4回	令和 5年 6月 3日（土） 及び同月 4日（日）			
第 5回	令和 5年 7月18日（火） 及び同月19日（水）			
第 6回	令和 5年 8月 9日（水） 及び同月10日（木）			
第 7回	令和 5年 8月21日（月） 及び同月22日（火）			
第 8回	令和 5年 9月12日（火） 及び同月13日（水）			
第 9回	令和 5年10月 5日（木） 及び同月 6日（金）			

第10回	令和 5年12月 6日 (水) 及び同月 7日 (木)		
第11回	令和 6年 1月 9日 (火) 及び同月10日 (水)		
第12回	令和 6年 2月 3日 (土) 及び同月 4日 (日)		
第13回	令和 6年 3月11日 (月) 及び同月12日 (火)		

イ 甲種防火管理再講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 5年 4月11日 (火)	午後 1時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 48名
第 2回	令和 5年 5月16日 (火)			
第 3回	令和 5年 6月21日 (水)			
第 4回	令和 5年 7月24日 (月)			
第 5回	令和 5年 8月31日 (木)			
第 6回	令和 5年 9月22日 (金)			
第 7回	令和 5年10月30日 (月)			
第 8回	令和 5年12月 5日 (火)			
第 9回	令和 6年 1月30日 (火)			
第10回	令和 6年 2月21日 (水)			
第11回	令和 6年 3月 1日 (金)			

(2) 乙種防火管理講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 5年 4月10日 (月)	午前 9時30分から 午後 4時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 5年 6月 1日 (木)			
第 3回	令和 5年 7月11日 (火)			
第 4回	令和 5年 8月30日 (水)			
第 5回	令和 5年10月24日 (火)			
第 6回	令和 5年12月19日 (火)			
第 7回	令和 6年 2月 1日 (木)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 甲種防火管理講習

(ア) 甲種防火管理新規講習

区分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 3月29日 (水) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 4月 9日 (日) まで		
第 3回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 5月 3日 (水) まで		
第 4回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 5月19日 (金) まで		
第 5回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 7月 3日 (月) まで		
第 6回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 7月25日 (火) まで		
第 7回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 8月 6日 (日) まで		
第 8回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 8月28日 (月) まで		
第 9回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 9月20日 (水) まで		
第10回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年11月21日 (火) まで		
第11回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年12月25日 (月) まで		
第12回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 1月19日 (金) まで		
第13回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 2月25日 (日) まで		

(イ) 甲種防火管理再講習

区分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 3月27日 (月) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び
第 2回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 5月 1日 (月) まで		

第 3回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 6月 6日 (火) まで	消防署出張所
第 4回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 7月 9日 (日) まで	
第 5回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 8月16日 (水) まで	
第 6回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 9月 7日 (木) まで	
第 7回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年10月15日 (日) まで	
第 8回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年11月20日 (月) まで	
第 9回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 1月15日 (月) まで	
第10回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 2月 6日 (火) まで	
第11回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 2月15日 (木) まで	

イ 乙種防火管理講習

区分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 3月26日 (日) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所
第 2回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 5月17日 (水) まで		
第 3回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 6月26日 (月) まで		
第 4回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 8月15日 (火) まで		
第 5回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年10月 9日 (月) まで		
第 6回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年12月 4日 (月) まで		
第 7回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 1月17日 (水) まで		

(2) 申込方法

- ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所にお越しいただき、窓口備付けの受講申込書によりお申込みいただくか、名古屋市公式ウェブサイトに掲載された案内に従い、名古屋市電子申請

サービス又は郵送によりお申し込みください。

イ 窓口又は郵送による申し込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの） 1枚をご用意ください。

ウ 名古屋市電子申請サービスによる申し込みに際しては、写真データ（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身のもの）をご用意ください。

エ 甲種防火管理再講習の申込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証をご用意ください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 甲種防火管理新規講習

2,000円

(2) 甲種防火管理再講習

1,500円

(3) 乙種防火管理講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市消防局告示第 2号

防災管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第 1項第 1号に規定する防災管理対象物の防災管理に関する講習は、次のとおり実施します。

令和 5年 1月20日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

1 日時、場所及び定員

(1) 防災管理新規講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 5年 5月25日 (木)	午前 9時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 5年10月 3日 (火)			
第 3回	令和 6年 2月13日 (火)			

(2) 防災管理再講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 5年 5月26日 (金)	午後 1時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 48名
第 2回	令和 5年10月25日 (水)			
第 3回	令和 6年 2月29日 (木)			

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 5年 4月18日 (火) 及び同月19日 (水)	午前 9時15分から 午後 5時15分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番	各回 322名

第 2回	令和 5年 5月 8日 (月) 及び同月 9日 (火)	13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター
第 3回	令和 5年 6月15日 (木) 及び同月16日 (金)	
第 4回	令和 5年 8月 1日 (火) 及び同月 2日 (水)	
第 5回	令和 5年 9月 5日 (火) 及び同月 6日 (水)	
第 6回	令和 5年11月13日 (月) 及び同月14日 (火)	
第 7回	令和 5年12月25日 (月) 及び同月26日 (火)	
第 8回	令和 6年 2月19日 (月) 及び同月20日 (火)	

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区分	講習日	講習時間	講習場所	定員
第 1回	令和 5年 5月23日 (火)	午後 1時30分から 午後 5時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 5年 8月28日 (月)			
第 3回	令和 5年12月 8日 (金)			
第 4回	令和 6年 2月22日 (木)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 防災管理新規講習

区分	申込期間	申込時間	申込先
第 1回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 5月10日 (水) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 9月18日 (月) まで		
第 3回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 1月29日 (月) まで		

イ 防災管理再講習

区分	申込期間	申込時間	申込先
第 1回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 5月11日 (木) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防

第 2回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年10月10日 (火) まで	課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 3回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 2月14日 (水) まで	

ウ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 4月 3日 (月) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 4月23日 (日) まで		
第 3回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 5月31日 (水) まで		
第 4回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 7月17日 (月) まで		
第 5回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 8月21日 (月) まで		
第 6回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年10月29日 (日) まで		
第 7回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年12月10日 (日) まで		
第 8回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 2月 4日 (日) まで		

エ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 5月 8日 (月) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年 8月13日 (日) まで		
第 3回	令和 5年 1月31日 (火) から 同年11月23日 (木) まで		
第 4回	令和 5年 1月31日 (火) から 令和 6年 2月 7日 (水) まで		

(2) 申込方法

- ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所にお越しいただき、窓口備付けの受講申込書によりお申込みいただくか、名古屋市公式ウェブサイトに掲載された案内に従い、名古屋市電子申請

サービス又は郵送によりお申し込みください。

イ 窓口又は郵送による申し込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの）1枚をご用意ください。

ウ 名古屋市電子申請サービスによる申し込みに際しては、写真データ（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身のもの）をご用意ください。

エ 甲種防火管理再講習の申し込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証をご用意ください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 防災管理新規講習

1,500円

(2) 防災管理再講習

1,500円

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

2,000円

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理開始に係る告示の一部訂正について

平成3年名古屋市下水道局告示第14号の一部を次のように訂正します。
なお、関係図面は、告示の日から2週間、名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供します。

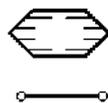
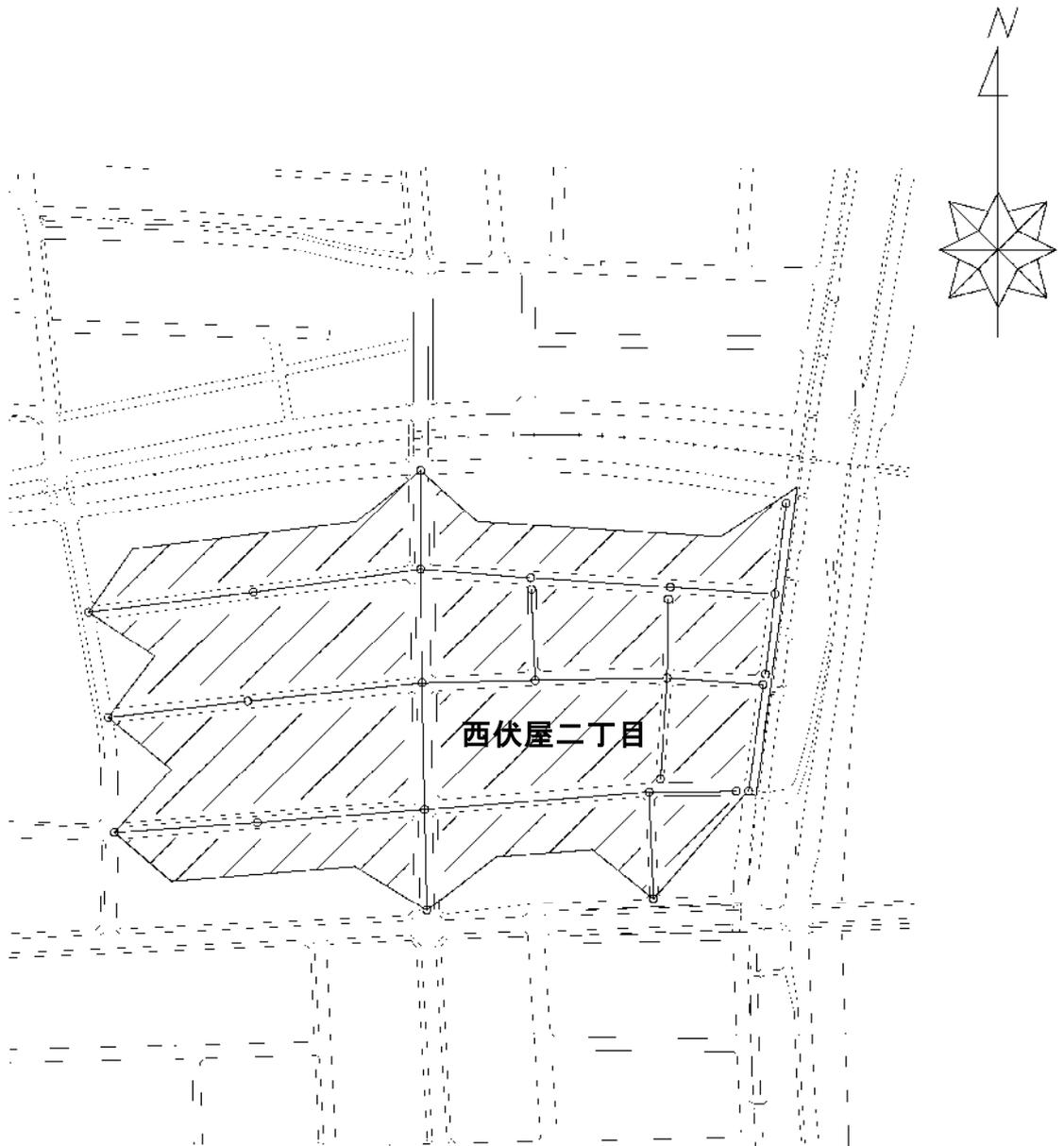
令和5年1月18日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

3 排水施設の位置及び5 略図について、別添図面中、中川区（合流式）の排水施設の位置図及び略図（No. 1及びNo. 2に限る。）を次のように訂正します。

排水施設の位置図及び略図

中川区（合流式）No. 1

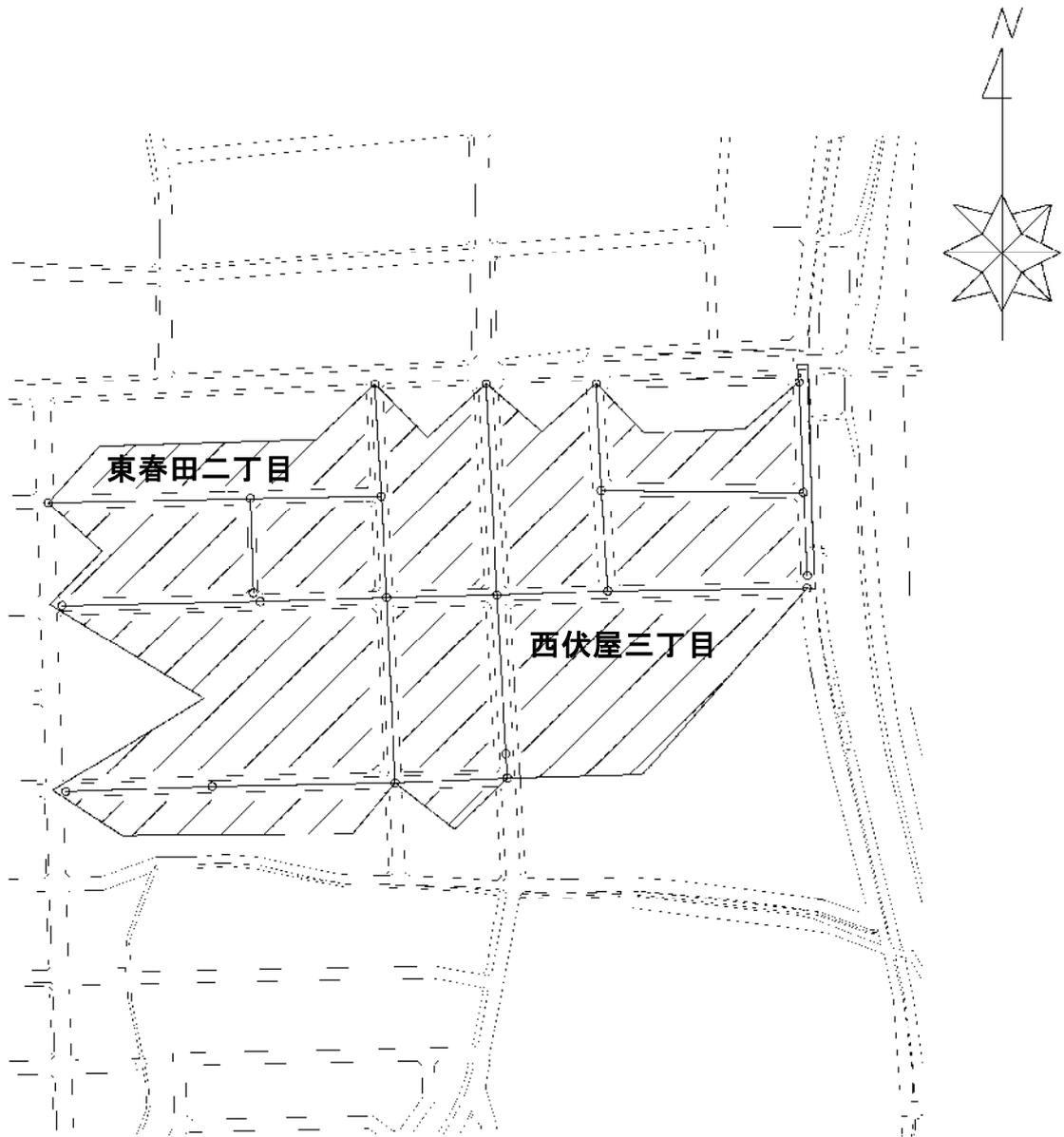


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図及び略図

中川区（合流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局告示第3号

高速電車の駅の名称変更について

本市高速電車の駅の名称を、令和5年1月4日から次のとおり変更しました。

令和5年1月18日

名古屋市交通局長 小林 史郎

変 更 前	変 更 後
し や く し ょ 市 役 所	な ご や じ ょ う 名 古 屋 城
て ん ま ち ょ う 伝 馬 町	あ つ た じ ん ぐ う て ん ま ち ょ う 熱田神宮伝馬町
じ ん ぐ う に し 神 宮 西	あ つ た じ ん ぐ う に し 熱 田 神 宮 西
な か む ら く や く し ょ 中 村 区 役 所	た い こ う ど お り 太 閤 通

名古屋市交通局営業本部電車部運輸課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 5年 1月17日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1569号	㈱はなま るウォー ターサー ビス	若木 将英	名古屋市昭和区福原 町 3丁目23番地	令和 4年12月21日
第1570号	やはぎ設 備㈱	加藤 浩晃	愛知県岡崎市矢作町 竊樹23番地11	令和 4年12月21日
第1571号	トータル サポート	井上 浩二	名古屋市西区浮野町 97-93 平田荘15棟 406	令和 4年12月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和5年1月17日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1570号	やはぎ設備(株)	加藤 浩晃	愛知県岡崎市矢作町 竊樹23番地11	令和4年12月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年 1月20日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 5年 1月25日（水）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第 1号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第 2号議案 農地法第 3条の規定による地上権設定許可申請について

第 3号議案 農地法第 5条の規定による所有権移転許可申請について

第 4号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第 5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第 6号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第 7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第 8号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第 9号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

第10号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定に
ついて

第11号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

名古屋市農業委員会事務局農政課